

みどりのパートナー育成業務委託仕様書

1 みどりのパートナー活動推進事業

所沢市（以下、「本市」と言う。）では、緑化の推進に関する自発的かつ実践的な活動を行う個人又は団体（以下、「みどりのパートナー」と言う。）に対し活動を支援する目的で事業を行っている。

この事業を活用して市中ではみどりのパートナーが緑化の推進を行っているが、みどりのパートナーを支援するに当たっての課題として、知識及び技術の向上、活動の担い手や後継者の不足及び活動費用の削減が挙げられるところである。

2 業務の目的

本業務はみどりのパートナー等に対して「多年草を中心とした花壇の作成」をテーマに座学及び実地による研修を行い、みどりのパートナーの知識、技術の向上及びその活動費用の削減に寄与することを目的とする。

また、本事業を通じて、参加したみどりのパートナー等が活動について情報発信する技術や活動を円滑かつ継続的・発展的なものとする技術を習得できることも期待するものである。

3 業務内容

(1) 多年草を中心とした花壇の作成に関する講座の企画・運営

受講者定員は 30 名とする。

講座は年 8 回とし、実施日時は「4 実施場所及び日時」に記載のとおりとする。

また、以下の項目は必須とする。

- ・植物の生理機能とそれに基づく管理手法及び植栽デザインの方法
- ・多年草の管理に伴う副次的な草花の活用方法

(2) 受講者に対する植栽地での実技指導及び講義の実施

(3) 指導内容の資料作成

(4) 受講者への進捗確認及びそれに対する助言の提供

(5) その他の講義に関わる付随業務

4 実施場所及び日時

実施場所 : 所沢市こどもと福祉の未来館（多目的室及び植栽地）
埼玉県所沢市泉町 1861 番地の 1 地内

実施日時 : 下表のとおりとする。
但し気象状況等やむを得ない事情により変更を要する場合は、市と協議する。

令和7年5月26日(月)
令和7年6月17日(火)
令和7年7月22日(火)
令和7年9月30日(火)
令和7年10月28日(火)
令和7年11月18日(火)
令和7年12月16日(火)
令和8年2月24日(火)

植栽地位置図：別紙のとおり

5 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 成果品について

講座の実施状況並びにその効果について報告書をまとめるとともに、講座内で使用した資料、テキスト等を含め成果品とする。成果品は電子データで作成し、業務完了時に納品する。なお、テキスト等は、後日みどりのパートナー内で、振り返りや共有ができるような構成とすること。

7 支払い方法

契約金額は業務完了後一括払いとする。

8 その他

(1) 秘密情報及び個人情報の取り扱いについては、別紙「秘密情報及び個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとし、本事業を遂行する以外の目的で個人情報を使用してはならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 本業務の遂行にあたっては、別紙「環境配慮事項伝達書」に基づき、環境配慮に必要な運用管理を行うこと。

(3) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。以下、同様。）をはじめ、本業務の成果品における一切の

権利（以下、「著作権等」という。）は、市に帰属する。やむを得ない事情により著作権等の譲渡ができないものについては、事業者は、市が本業務の成果物を事業目的の範囲内で契約期間終了後に活用できるよう、必要な使用許諾を市に与えること。

（４）本業務の実施に際し、第三者の著作権、肖像権、特許権、その他権利を使用する場合は、事業者がその使用に関する一切の責任と費用負担を負うものとする。

（５）本事業に関し、事業者が市から受領又は閲覧した資料等は全て返却することとし、市の了解なく公表又は使用してはならない。

（６）業務実施にあたっては、市と十分な協議及び調整を行うこととする。なお、事前打合せは市役所内を原則とし、日時等については市と事業者で協議のうえ決定する。

（７）事故等に備え必要な保険に加入すること。

（８）散水等のため使用する施設の水道の使用料及び講座開催日に発生する雑草等の燃やせるごみの処分費用は、市が負担する。

（９）その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。